



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イギリスにおけるキャメロン連立政権の教育改革：アカデミーとスタジオ・スクールを中心に
Author(s)	横井，敏郎；横関，理恵；姉崎，洋一
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要，133，91-121
Issue Date	2018-12-25
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.133.91
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/72323
Type	departmental bulletin paper
File Information	60-1882-1669-133.pdf



イギリスにおけるキャメロン連立政権の教育改革： アカデミーとスタジオ・スクールを中心に

横井敏郎*・横関理恵**・姉崎洋一***

【目次】

I 本稿の課題

II イギリス教育改革の経過：サッチャー政権からブレア政権まで

III キャメロン連立政権のアカデミー政策と新しいタイプの後期中等教育学校

IV キャメロン連立政権の教育政策をめぐる論議

V 事例調査

VI 考察

【キーワード】 アカデミー，フリー・スクール，スタジオ・スクール，継続教育
カレッジ，教育の民間化

I 本稿の課題

本稿は2010年に発足したイギリスのキャメロン保守・自由民主連立政権の教育改革について、アカデミーと新たな後期中等教育学校に焦点を当てて検討する。

すでに知られるように、同政権は公費維持学校を地方当局の管轄から外し、国との直接契約にもとづいて運営経費を受け取るアカデミーの設立を推進し、すでに中等学校の半数以上がアカデミーに転換している。イギリス政府統計によると、2018年1月時点におけるアカデミーの学校数と在籍生徒数は、初等学校4,592校・約140.1万人、中等学校2,473校・約235.4万人、特別学校286校・約3.3万人、オルタナティブ学校118校・約5.9万人である。公費維持学校に占めるアカデミーの割合は、初等学校では27.4%（生徒数では29.7%）、中等学校では72.0%（生徒数では72.3%）に上っている（DfE, 2018）。

イギリスではもともと多様な学校の設置運営形態が存在し、民間の関与が大きかったが、多くは公費維持学校（maintained school）として地方教育行政の管轄下にあった。しかし、アカデミーはその管轄から自立するとともに、タイプによっては株式会社を含む多様な民間団体がスポンサーとして学校の設置母体に参入することができ、教育の民間化を大きく進めるものである。アカデミーの一つのタイプであるフリー・スクールは、民間による学校設立を促進する役割をもつ。また、連立政権のもとで新たなタイプの学校であるユニバーシティ・テクノロジー・カレッジとスタジオ・スクールが設立され始めた。これらは中等学校段階後期から中等学校後（14歳から19歳まで）をつなぐ学校であり、いまだ数は少ないが、イギリスの中等教育制度の再編をも

* 教育学研究院・教授 ** 大学院教育学院博士後期課程院生

*** 教育学研究院・名誉教授

たらしうるものであるとともに、フリー・スクールとして設立されるため、連立政権の進めるアカデミー政策と合わせてその意義と課題を捉える必要がある。

イギリスでは連立政権のアカデミー政策をめぐる大きな議論が巻き起こっているが、導入後、それほど時間も経っていないことから、わが国でアカデミーを対象とした研究は多くない。久保木（2013）、山口（2014）、仲田（2016）、葛西（2017）はイギリスでの議論や研究を紹介しながら、連立政権のアカデミー政策が公費維持学校を地域教育行政の管轄から離脱させ、教育の市場化を進めることによって公教育に種々の問題を生じさせるとして批判的な見解を提示している。本稿もこれらの見解に同意する部分は少なくないが、これらの研究では、実際にアカデミーの導入・拡大によってイギリスの学校教育にどのような事態が生じているのか、イギリス国内でも批判の多いアカデミーがいかんにして急増しているのかなどについて、事例を踏まえた検討がなされていない。これに対し、青木（2015a）、青木（2015b）は8つの地方当局への調査を行い、アカデミー政策についての見方やアカデミーと地方当局との関係などを明らかにしている。また小山（2016）はこれまで地方当局のもとで取り組まれてきた多文化教育支援活動がアカデミー導入によって困難になっている実情を調査やデータ分析によって明らかにしている。今後、こうした実態分析を踏まえた研究の充実が期待される。

本稿はアカデミーへの転換とフリー・スクールの設立、および後期中等段階からポスト16までの一貫教育を行う新しいタイプの学校であるスタジオ・スクールの設立の事例を取り上げ、アカデミーや新しいタイプの学校の導入の実態を分析する。これらが設立された目的と経緯、設立後の学校経営とその経過、学校の教育プログラムや教育条件などを分析し、それを通じてアカデミー政策および新しいタイプの学校制度の課題を検討したい。

以下では、キャメロン連立政権下で導入・拡大されたアカデミーと新しいタイプの後期中等教育学校について、まず政策・制度概要とこれらをめぐる論点を確認する。次いで、調査事例の紹介と分析を行い、これらの政策・制度の課題を考察する。

II イギリス教育改革の経過：サッチャー政権からブレア政権まで

イギリス¹の戦後教育制度の基本的骨格は1944年教育法によって定められた。義務教育は5～16才までとされ、学校は11才までの初等学校と12才から16才までの中等学校に区分された。中等段階の公立学校制度はグラマースクール、テクニカルスクール、モダンスクールの3分岐型とされ、11才時の試験によって振り分けられる仕組みが取られたが、低年齢での誤った選別の可能性や受験準備教育の弊害を生んでいるとの批判が高まり、1960年代中盤から総合制中等学校が急速に増大し、1975年には70%、1995年には90%の生徒が総合制に通うようになった（児山、1999, pp.170-173）。

しかし、その後、イギリスの教育の質の低さを問題とするサッチャー保守党政権のもとで1988年教育改革法（Education Reform Act 1988）が制定された（以下、イギリスの教育改革については榎本（2002）、久保木（2008）、久保木（2013）ほかを参照）。これは周知のように、ナショナル・カリキュラムの設定とナショナル・テストの実施、教育水準局（Office for Standards in Education：Ofsted）の設置と学校査察制度の導入、学校への予算運用権の委譲と自律的な

学校運営 (local management of school) の推進, 生徒・親の学校選択の自由の大幅な拡大などを内容とし, 戦後教育体制を大きく変更するものであった。この改革ではまた, 地方教育当局の管轄から離れ, 国から補助金を得て運営される国庫維持学校 (grant-maintained school) と数学, 科学, テクノロジー等の科目に重点を置いた選抜制の公立学校シティ・テクノロジー・カレッジ (city technology college, 年齢区分は12-18才) が導入された。後者の運営資金は中央政府からの直接補助金と民間スポンサーから調達された。続くメジャー保守党政権では, 学校査察法の制定 (1996年) や, テクノロジー, 言語, アート, スポーツなど特定分野に焦点を当てて中等学校の特色化を図るスペシャリスト・スクール・プログラム (specialist school program) の導入が図られた。

1997年に発足したブレア労働党政権は, 保守党政権の教育改革が教育予算の削減や教育格差の拡大をもたらしたと批判し, 教育を政策の最重要分野の1つとして位置づけ, 教育予算の拡充を図った。ただし, 保守党政権の教育政策を抜本的に見直したのではなく, 学力向上とナショナル・テスト, 学校の自律的運営と学校査察制度, 学校の特色化と多様化などを大枠では引き継ぎながら, いくつかの新しい施策を導入している。具体的には, 教育改善推進地域 (education action zone) の設定, 都市部教育困難地域の教育水準向上を目的とした都市の卓越性プログラム (excellence in cities programme) とシティ・アカデミー (city academy) の創設, スペシャリスト・スクールへの転換の推進, 教育改善優秀校 (beacon school) の認定などである。

ブレア政権では教育困難な地域と学校の水準を改善するために資金が投じられたが, 保守政権と同様の規制緩和が維持された。国庫維持学校は廃止したものの, 新たに導入されたシティ・アカデミーは民間企業, 宗教グループ, 慈善団体などがスポンサーになって設立するタイプの学校で, 地方教育当局の管轄から離れ, 中央政府から直接に補助金を受け取って運営が行われる。2006年教育査察法 (Education and Inspection Act 2006) では, 中等学校だけでなく初等学校も地方補助学校 (foundation school) に移行できるとされた。

Ⅲ キャメロン連立政権のアカデミー政策と新しいタイプの後期中等教育学校

1 「大きな社会」構想

2010年5月, 労働党政権は議会選挙で敗退し, キャメロン保守・自由民主連立政権が誕生した。連立政権の教育改革政策は当然のことながら政権の政策構想全体の枠組みの中に位置づけられて策定, 展開されている。

保守党は2008年6月にグリーンペーパー “A Stronger Society: Voluntary Action for the 21st Century” を出し, 2009年秋にD・キャメロン (David Cameron) は「大きな社会」構想を打ち出した。2010年の選挙では「大きな社会」は保守党の政策を示すキーとなる言葉となり, マニフェストにも組み込まれた。ここで同政権の政策ビジョン「大きな社会」(Big Society) がいかなるものか確認しておきたい。

キャメロンは2009年秋のスピーチで「大きな社会」構想を示し, 次のように述べる (Cameron, 2009)。英国政府はいまやその規模や役割において, 貧困の削減や不平等との闘争, 公共の福祉の増大を発展させるのではなく, 抑制をするようになっている。最近の国家の成長は社会的連帯

を促進するのではなく、利己主義と個人主義を増長させるという逆説が生じている。もちろん国家を小さくすればただちに共同が再びもたらされるわけではない。まず必要なことは、個人、家族、コミュニティに権限と能力を与えることである。これは貧困や教育の不平等と戦うために決定的に重要なことである。人びとに自分たちの生活をコントロールする機会を生み出し、新しい自由を利用できるように支援すること、大きな社会の創造を積極的に支援することが国家の新しい役割になる。

大きな政府を退却させながら、同時に大きな社会を発達させるために権力の再分配を行う際、重要となるのは分権化、透明性、アカウントビリティである。これらを通じて、人びとは利用するサービス、税金の使い道、地域の運営方法に関する力を得ることができる。

またこれまでの成功例を引きつつ、国家が社会的起業家や地域活動家と協力することを提案する。ライトハウス・グループ (Lighthouse Group) は、学校から離れてしまった若者にメンタリングと教育の機会を与えて再度レールに乗せるすばらしい活動実績を示している。ニューヨークのハーレム子どもゾーン (Harlem Children's Zone) はブロック・キャプテンを置き、地域の安全だけでなく、新しい学校までも地域にもたらすことに成功した。こうした例にならい、身近な地域の店舗や郵便局、公会堂など、既存の公共施設をもっと充実させ、新しい施設を作り出して多くの大衆を社会の創造に参加させたり、ナショナル・シティズン・サービス (National Citizens' Service) に全国から16歳の若者を集め、社会的責任とコミュニティへの奉仕、多様な背景の人びととの協力を学ぶ3週間プログラムの計画を作らせ、10代の若者たちのなかに社会活動と協同を育てることなどが具体案として提示される。

キャメロンの「大きな社会」構想²とは、行政が奪っている多様な社会の機能を個人、家族、コミュニティにもどし、社会を再創造することである。国家はただ縮小させていけばよいとするのではなく、社会の創造の支援を行う役割が与えられる。国家が一定の指導性を発揮しながら、公共機関が行ってきた行政サービスと権限を地方自治体や多様な社会組織に委譲していくことが目指される。学校教育についても、これまで地方当局が管理運営してきた公費維持学校を教育分野の社会的起業家や地域活動家に譲り渡していくことが政策課題となる。

2010年5月のキャメロン連立政権発足とともに、内閣は政策文書“Building the Big Society” (2010)を出した。ここでは以下の3つが提起される。

第一に、中央政府が握っている権限をコミュニティと地方政府に委譲する。地方政府に財政的自律性を、地方議会には包括的な運営権限 (a general ‘power of competence’) を、そしてコミュニティには地域スキームと地域施設の入札に参加する権利を与える。

第二に、ボランティア団体・コミュニティ団体とそのほかの市民社会団体に公共サービスを担う大きな役割をもたせる。たとえば公共部門の職員に協同組合を作り、サービス請負の入札権を与える。

第三に、ボランティア部門およびコミュニティ部門を支援する。「大きな社会銀行」を設立し、政府と契約を結んでサービスを請け負うような社会的企業に創業にかかる資金やサポートを提供させる。慈善活動や寄付を促進する手段を作る。相互会社、協同組合、慈善団体、社会的企業の拡大を支援する。人びとに社会活動やボランティアへの参加を促す (以上、Cabinet Office, 2010)。

ここでも地域の行政サービスと施設をコミュニティや社会的企業等に委譲、購入させることが提案されている。本稿で取り上げるアカデミーやフリー・スクールは、まさに学校教育分野で

既存の公費維持学校を民間の社会的諸団体に移転させていく方法である。アカデミー自体は労働党政権で導入が図られた新しい学校設置運営の方法であったが、労働党政権ではこれはあくまで貧困地域等の教育困難な学校を立て直すための特例的な方法であり、教育の運営主体を抜本的に見直すための手段ではなかった。しかし、キャメロン政権の「大きな社会」構想にとっては、これは教育の設置運営主体を地方行政機関から民間の社会的諸団体に移行させるための格好の手段となった。キャメロン政権は、アカデミーの設立を促進し、2016年教育白書では2020年までにすべての学校をアカデミーに転換することを目標として掲げるようになる（DfE, 2016b, pp.55-56）。

2 アカデミーと新しいタイプの後期中等教育学校

キャメロン連立政権が推し進めるアカデミーおよびフリー・スクールと中等教育段階から中等教育後にまたがる新しいタイプの学校であるユニバーシティ・テクノロジー・カレッジおよびスタジオ・スクールの制度概要を確認する。

（1）アカデミーとフリー・スクール

労働党政権では、学力の低い学校または教育改善が適切に行い得ない地域にある学校をシティ・アカデミー（Education Act 2002により単にアカデミーと改称）に置き換えて学校を再生（新設）しようとした。設置主体にはスポンサーを入れることで学校マネジメントを改善し、また予算と教育の裁量を拡大して学校のパフォーマンスをあげることが期待された。しかし、労働党政権はすべての学校にこれを適用しようとはしなかった。キャメロン政権成立時に存在していたアカデミーは203校にとどまっていた（House of Commons Education Committee, 2015a）。

これに対して、キャメロン政権は2010年7月にアカデミー法（Academy Act 2010）を成立させ、教育改善が困難な学校だけでなく、すべての公立学校がアカデミーに地位変更できるように適用範囲を拡大した。また既存校の地位変更というルートだけでなく、新規にアカデミーを設置することを可能とし、それをフリー・スクールとしてカテゴライズした。2011年教育法（Education Act 2011）では、義務教育修了後の教育機関などでもアカデミーを設置することを可能とした。

以下では、イギリス下院議会のブリーフィング・ペーパー（Robert, 2017）やアカデミー・アニュアル・レポート（DfE, 2016a）などを参照しつつ、アカデミーとフリー・スクールの制度的概要を確認したい。

フリー・スクールもアカデミーに含まれる。通常アカデミーは既存学校を転換することによって発足するが、フリー・スクールは新規に設立される学校である。

アカデミーとフリー・スクールの第一の特徴は、授業料無償という点では他の公立学校と同じだが、地方当局によって財政負担がなされるのではなく、学校の設置主体であるアカデミー・トラスト³が教育大臣の認可を受け、個々に補助金契約（funding agreement）を結んで国から直接に運営経費を受け取る点である（Roberts, 2017, p.3）。

第二に、カリキュラムや教員の雇用など、学校運営のさまざまな面で自由裁量が認められている点である。カリキュラムはナショナル・カリキュラムに従う必要は無い（ただしナショナル・カリキュラム・アセスメントへの参加義務あり）。教員は、教員資格（Qualified Teacher

Status: QTS) をもたない者を雇用することができる。ただし特別支援教育コーディネーターの役割を担う教員はQTSをもつ必要がある。学校設置運営の基準について地方当局は限定された関与しかできない(同上, pp.3-5, 18)。

第三に、アカデミーにはコンバーター型とスポンサー型の2つのタイプがある。前者は成績優秀校(Ofstedの評価がoutstanding)からアカデミーに移行するタイプである。この場合は特にスポンサーを必要としない。しかし、後者は学校の成績が低い学校(評価がinadequate)がアカデミーに地位変更する場合で、学校改善を推進できるスポンサーをもたなければならない。スポンサーには学校、継続教育カレッジ、シックスフォーム・カレッジ、大学、企業・起業家、教育財団、チャリティ団体・慈善家、宗教団体などがなれる。スポンサーはアカデミー・トラストを設立し、学校理事を任命するとともに、学校のパフォーマンスと財務について監督し、また教育省ヘレポートを提出する(DfE, 2016c)。

なお、もしアカデミーとフリー・スクールの成績が振るわない場合は別のトラストあるいはスポンサーに移行するか、地域学校コミッショナーの介入を受けることとなる。地方当局の管轄に戻るメカニズムは用意されていない(Roberts, 2017, p.10)。

第四に、アカデミー・トラストには、シングル・アカデミー・トラスト(Single Academy Trust: SAT)、マルチ・アカデミー・トラスト(Multi-Academy Trust: MAT)、アンブレラ型トラスト(Umbrella Trust: UT)の3つのタイプがある。SATは1つのアカデミーだけを運営するトラストである。これに対して、MATは1つのトラストが複数のアカデミーを運営するものであり、トラストは教育大臣と基本経費補助契約(master funding agreement)を結ぶとともに、個々のアカデミーとも補完経費補助契約(supplemental funding agreement)を結ぶ(DfE, 2016a, p.17)。UTはアカデミーとアカデミーになっていない学校やカレッジが1つのトラストを構成して教育改善を目指すことができる(Charity Commission, 2015)。

2017年3月時点で、すべての学校種にわたるトラスト2,718のうち、アカデミーを1つしかもたないSATは1,861、68.5%と最も多かった。しかし、2つのアカデミーをもつトラスト、3つから5つのアカデミーをもつトラスト、6つから10のアカデミーをもつトラストはそれぞれ10.7%、13.4%、5.3%あり(残りは11以上のアカデミーをもつ)、全体の30%以上は複数のアカデミーを有していた(DfE, 2017)。2018年8月時点のデータでは、全トラスト数は2,679とわずかに減少している。内訳を見ると、SATは1,596、59.6%と9%ほど減少し、2つのアカデミーをもつトラストが11.4%、3つから5つのアカデミーをもつトラストが17.4%、6つから10のアカデミーをもつトラストは7.6%といずれも増加しており、複数のアカデミーをもつタイプのアカデミーが増加傾向にある(DfE, 2018a)。

第五に、アカデミーの監督機関は、教育省の教育助成庁(Education Funding Agency)と教育水準局Ofsted、地域学校コミッショナー(Regional Schools Commissioner)の3つである。教育助成庁はアカデミーとフリー・スクールの開校費用を提供し、また財務とガバナンスを監視する。Ofstedは他の公費維持学校と同じフレームワークでアカデミーの教育の質を査察する。地域学校コミッショナーは2014年9月に、アカデミーのパフォーマンスを監視するため、全国を8つの地域に区分して新規に置かれたものである。学校の拡張などの戦略、運営上の決定事項に関する承認を行う(Roberts, 2017, p.6)。

（２）新しいタイプの後期中等教育学校——ユニバーシティ・テクノロジー・カレッジとスタジオ・スクール

上述のようにアカデミーには既存学校から転換した場合と新設の場合があり、後者はフリー・スクールと呼ばれるが、フリー・スクールには通常の初等学校と中等学校だけでなく、新たに導入されたユニバーシティ・テクノロジー・カレッジ（University Technology College: UTC）とスタジオ・スクール（Studio School）も含まれる⁴。これらは英国産業界におけるスキル・ギャップを解決するために新規に創設された（DfE, 2016a, p.35）。いずれも生徒の年齢は14～19才であり、4年一貫制の学校である。UTCとスタジオ・スクールについて制度的概要を確認する。

① ユニバーシティ・テクノロジー・カレッジ

最初のユニバーシティ・テクノロジー・カレッジ（以下、UTC）が設立されたのは2011年9月である。以降、毎年数を増やし、2018年1月時点で49校存在する（DfE, 2018）。これまでに数校が閉校となったものの、2017年時点では20校の開校が計画されている（以下、Long and Bolton, 2017による）。

UTCは労働党政権時代の後期に技術職業教育を行うテクニカル・スクールを設立する議論が起こり、同政権と保守党の両者から支持を得た。イギリス国内産業で働く有能な技能労働者・技術職の不足が深刻化しており、それを補うこと、また中等学校から職業へとうまく進路を接続させていくことが期待された。このプランは、2010年5月の保守・自由民主連立プログラムに、学校制度の多様化と職業教育の向上を目的とする「テクニカル・アカデミー」の創設として持ち込まれ、キャメロン政権においてUTCとして実現することとなった。

UTCも他のアカデミーと同じく、教育大臣と経費補助契約を結び、中央政府から経費を受け取って運営がなされる。男女共学で、学力選抜は行わず、授業料は無償である。生徒数は500人から800人を標準としている。

キーステージ4（中等学校4～5年生、14～16才）と同5（シックスフォームあるいは継続職業教育1～2年生、17～19才）の段階の教育を行うが、ナショナル・カリキュラムに従う必要はなく、教員資格を持つ教員を雇用する必要はない。学期の期間や授業時数などでも地方当局の規制を受けない。大学と地方・全国の経営者をスポンサーとし、それらと協力してカリキュラムは開発される。カリキュラムはエンジニアリングやデジタル技術などの技術・産業関係分野の科目に特化し、加えてビジネス・スキルや一般教育も教える。授業時間の40%以上はチーム活動や問題解決学習なども含めて技術専門分野の学習に充てるが、生徒はアカデミックな学習と実習を統合して学ぶようカリキュラムは設計されている。GCSEのコア科目と技術資格の学習も行い、経営者からは職業体験の機会を得ることができる。

② スタジオ・スクール

スタジオ・スクールは職場実習を行いながらアカデミックな科目と職業的な科目を総合的に学習させることを教育コンセプトとした学校である。UTCと同じく14～19才の生徒を対象とし、キーステージ4と5の段階の教育を行う。男女共学で、学力選抜は行わず、授業料は無償である。

イギリスの中等学校ではレベル2（英語と数学を含む5つ以上の科目のGCSEでA*～C）を

取っている生徒の割合は低く、30%程度である。GCSE無しで卒業する生徒が約5%, 26,000人おり、義務教育後にNEETになる割合も90年代初期から10%程度が続いている。欠席率 (truancy rates) も高く、週1日以上欠席する者は25万人にも上っており、退学率も高い。他方、企業は卒業生のエンプロイアビリティ・スキルの欠如に強い懸念をもっている (Studio Schools Trust (a), p.3)。

こうした従来の中高等学校が十分に資格を与えることもできず、職場で働くために必要な問題解決や創造性、チームワークなどのスキルやモチベーションを育てないまま生徒たちを卒業させているという状況を改善し、充実した職場実習や起業家精神にあふれた学習環境を用意することを目的として、2005年から新しい学校を作り出す動きが開始された。海外で試され済みの教育モデルが検討され、それらのコンセプトを持ち込んでスタジオ・スクールのコンセプトが生まれることとなった (Studio Schools Trust 2016 (b))。具体的には、アメリカのニュー・テック高校 (New Tech High School) が開発した実習プログラムとデンマークの生産学校 (Production Schools) のリアル・ワークの要素を結合し、ロードアイランドのメット・スクール (Met Schools) の小規模な環境とニューヨークのグッド・シェファード (Good Sheferd) の個人個人に合わせた教育およびパストラル・ケア (personalisation and pastoral care) を組み合わせで作られたという (Studio Schools Trust (b), p.5)。

スタジオ・スクールの教育コンセプトは次の7つを中心的な要素として構成される (Studio Schools Trust (b), p.5)。

1. アカデミックな優秀性 (Academic Excellence): ナショナル・カリキュラムに従い、GCSEの英・数・科学を含むレベル2以上にパスさせると同時に、就職、アプレンティスシップ、継続・高等教育等の進路に合わせて資格と知識・スキルと獲得させる。
2. エンプロイアビリティとエンタープライズ・スキル (Employability and Enterprise Skills): 6つのスキル (Communication, Relating to Others, Enterprise, Applied, Thinking, Emotional Intelligence) に定式化して学習が促進される (下の図 CREATE Frameworkを参照)。
3. 個人化されたカリキュラム (Personalised Curriculum): すべての生徒に「パーソナル・コーチ」が付き、生徒個々人の学習計画づくりの相談に乗る。
4. 実践的学習 (Practical Learning): 地域の企業や団体、教育関係者を巻き込み、探究型・プロジェクト型の学習を通じて本物の世界 (real world) に根ざした学習を追求する。
5. 小規模校 (Small Schools): 個人化され、支援的な学習環境を作り出すため、生徒数は300人程度に抑えられる。スタッフはすべての生徒のことが分かり、生徒個々人のニーズと意欲に合わせてカリキュラムを個人化させることができる。
6. 能力の多様性 (All Abilities): 国の学校入学規定 (school admission code) に従い、完全にインクルーシブである。

最初のスタジオ・スクールが設立されたのは2010年9月である (Studio Schools Trust 2016b, p.2)。その後、2016年までに47校まで数を増やしたが、14校が閉校し、33校に減少した。ある記事では、生徒数の減少に直面し、学校の維持をあきらめたケースが紹介されている⁵。2018年1月時点の学校数は33校である (DfE, 2018)。

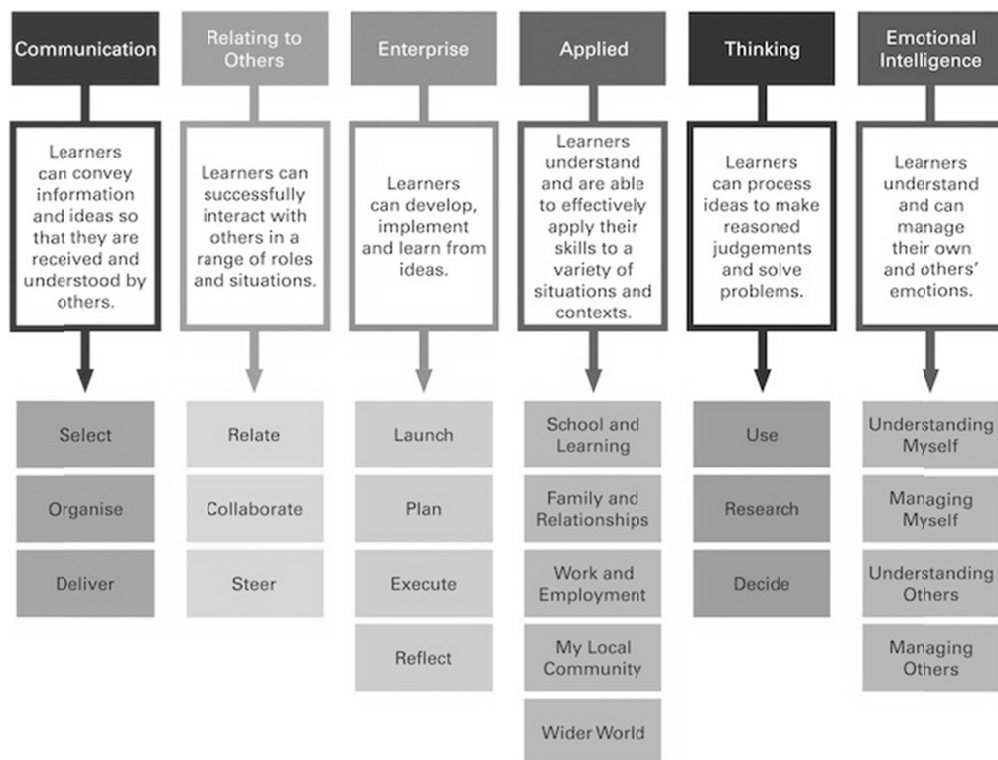


図 CREATE Framework

出典：Studio Schools Trust HP, <https://studioschoolstrust.org/studio-schools/create-framework>

IV キャメロン連立政権の教育政策をめぐる論議

キャメロン連立政権が主導し、全面的に展開しようとしてきた新たな学校の設置運営形態であるアカデミーとフリー・スクール、そして中等教育段階後期からポスト16を一貫させる新しいタイプの学校であるUTCとスタジオ・スクールの評価をめぐる種々の見解が出されている。導入が始まってからいまだ5～6年しか経過していないため、十分なデータは存在しないということもできるが、ここでは下院議会が発行するブリーフィング・ペーパー（Roberts, 2017）などを参照して主な意見を紹介したい。

1 アカデミーとフリー・スクールをめぐる議論

アカデミーとフリー・スクールの拡大・導入をめぐる多くの議論がなされている。ここでは本稿の内容に関わる範囲で主な論点を紹介する。

（1）アカデミー導入の狙いと教育の民間化

第一次キャメロン内閣で教育大臣を務めたM・A・ゴーフ（Michael Andrew Gove）は、

2010年5月から2014年7月まで約4年間にわたって在任し、キャメロン政権の教育改革を主導した。ゴヴはキャメロン内閣最初の教育白書“Teach First”についての演説において⁶、学校システム改革を唱え、そのための最重要な方法としてアカデミーとフリー・スクールの推進を提起した。労働党政権では教育に多くの投資をしたが、十分な成果をあげることができなかった。教育成果をあげるためには教師が教室をコントロールできるような学校の自律性が何よりも重要であり、そのためには学校を地方教育行政の官僚制から解放し、もっと自律的な学校システムを作り出すことが不可欠である。アメリカのチャーター・スクールやスウェーデンのフリー・スクールなどは優れた改革例であるが、イギリスにも学校運営の自由をもつアカデミーがあり、これを拡大していく。教員、チャリティ団体、親、既存アカデミーのスポンサーにはフリー・スクールの新設に乗り出してもらいたい。ゴヴはこのように述べる。アカデミーとフリー・スクールの導入の目的は学校の設置運営における地方教育行政官僚制の独占を打破り、学校システム全体を自律的なものに作り直すことにあった。

学校に自律性をもたせながら、同時に学校全体のパフォーマンスを改善していくために大きな期待がかけられたのがマルチ・アカデミー・トラスト（MAT）である。MATは傘下のすべてのアカデミーのリーダーシップ、自律性、資金供給、アカウントビリティを一貫させ、弱い学校を強い学校がサポートできる唯一のフォーマルな組織として位置づけられる。ただ、10校から15校の規模でなければ十分な効果を発揮できないので、より大きな規模のMATを増やすことが期待される。MATが支配的になれば、従来の地方当局に権限をもたせたシステムと異なり、地域的な独占を防いで供給側の多様化を促進し、より多くの選択肢と競争を親にもたすことができる。うまく運営できるMATがあれば、その成功を全国に拡大することができ、効果的なモデルを困難な地域に持ち込むことも可能となる。また教育の専門家にビジネスと財政運営の能力を与え、リソースをより有効に用いるよう効率的な組織を作ることもできる（DfE, 2016b, pp.57-61）。連立政権は、こうした見地から高い成果をあげている学校を新たなスポンサーとして募集し、また企業やチャリティ団体・慈善家をもっと多くスポンサーにしようとしている（同, p.83）。

しかし、影の教育大臣L・パウエル（Lucy Powell）は、連立政権のこのような学校システム改革の必要性自体について疑問を呈している。学校全体をアカデミー化することによって教育の水準が上がるという確証はない。実際に改善が求められている多くの学校と地域はすでにアカデミーになっている。白書の提案は、教員の不足（特に数学、英語、科学）、学校の生徒収容力の不足、地域間の教育達成の格差拡大、SATやGCSEといった無秩序な試験制度など、今日学校が直面している本当の問題をほとんど解決するものではないと批判する（Long and Bolton, 2016, p.17）。

アカデミー・チェーン（MATとUT）では全国に散らばるアカデミーの水準を維持することは困難だという指摘や、本当にアカデミーが自律的な学校となり得るのかといった疑問もジャーナリズムから出されている。アカデミーに転換してから時間が経っても、学校のパフォーマンスが上がらず、地方当局と同じ言い訳をしているトラストがあるとか、不利な生徒の成績が悪く、それに対するトラスト理事のリーダーシップや戦略が欠けていたりしているにも関わらず、最高経営責任者がそれ以上の水準の高給を得ており、中には教育大臣より高額な給与を受け取っている者もいるとの指摘もある（同, pp.19-20）。

全国教員組合NUT（National Union Of Teachers）は、連立政権の究極の目的は学校を

利益のために運営できるようにする教育のプライヴァタイゼーションにあると捉えている (National Union of Teachers, 2016)。実際、教育大臣ゴーフは将来学校が利益を生むことを認めていくことも考えられるとしている⁷。教員・講師協会ALT (Association of Teachers and Lectures) は、これまで学校の図書や建物に支払われてきたお金が、高額の所得を得るアカデミー最高経営責任者やアカデミー・チェーンと密接な関係にあるコンサルタントのポケットに入るのではないかと疑問を提示している (Long and Bolton, 2016, p.25)。

(2) 地域民主主義・地域教育計画からの離脱とアカデミーのアカウンタビリティ

アカデミーとフリー・スクールの導入は、民主的に選出された地方議会を排除して決定権限を非選出的な人びとに委ねることになり、それらが地方自治体職員を遠隔操作する事態を生んでおり、地域のニーズとアカウンタビリティに関わる深刻な問題が生じているという指摘が地方自治体協会 (Local Government Association) 内の保守党、労働党、自由民主党の各グループからなされている⁹。

アカデミーとフリー・スクールの運営資金は国から交付され、建物や土地の取得についても政府から補助が支出される。全国教員組合NUTは、アカデミーが教育省の直接的なコントロールに置かれるため、自治体の民主主義とアカウンタビリティが毀損されるとして批判する。地方当局はこれまで地域の子どもと若者に最良の教育を提供するため、特別支援を含む重要なサービスと人材を学校に提供してきたが、アカデミーが拡大すれば予算が奪われるためにそれが不可能になる。またアカデミーは地域の学校の間に階層を生み出し、近隣校を不安定化させるなど、大きな問題があるとする (National Union of Teachers, 2011, pp.5-8)。

これに対して、シンクタンク、ポリシー・エクスチェンジ (Policy Exchange) の教育政策担当J・シモンズ (Jonathan Simons) は、地方当局のアカウンタビリティへの過剰評価がある、地方議会はパフォーマンスのよくない学校に対して応答する能力を欠いていると批判する (Long and Bolton, 2016, p.20)。

しかし、フリー・スクールが設立されたのはイギリスで最も裕福とされる地域 (第一次申請で認可された32校のうち13校、2011年時点) であり、貧困レベルが最も高い地域 (全体の10%) に設立されたのは2校、その次の貧困レベルの地域 (20%) には10校しか設立されておらず、政府が目指す困難地域でのフリー・スクール設立は実際には少ないとの分析もある⁸。

またアカデミーが地方当局から離脱したことにより、国と地方に対する学校運営のアカウンタビリティが不明確になっているとの批判が出されている。2014年にアカデミーとフリー・スクールに対する監視を目的として地域学校コミッショナーが全国を8地域に区分して導入されたが、1つの委員会が広範囲にわたって膨大な数のアカデミーを担当することは困難である¹⁰。

3校以上が参加するマルチ・アカデミー・トラストやアンブレラ型トラストをアカデミー・チェーンと呼ぶ。学校数で見ると、2014年1月時点で2,692校のアカデミー参加校のうち、1,403校が5校以上の学校をもつ規模の大きなトラストに加わっている。最大規模のアカデミー・チェーンは74校を抱える (House of Commons Education Committee, 2015, pp.7-8)。それらの中には失敗しているトラストもあり、その要因の1つは拡大を急ぎすぎ、トラストを安定的に運営できていないことにある。しかし、教育省は十分な監督を行うことができておらず、今後はトラスト運営の透明性や基準の明確化、アカデミーが倒れたときの対応について検討する必要も提起されている (同, pp.42-52)。

（３）親の権限の弱化と国家統制の強化

アカデミーが親の権限の喪失や教育の国家統制に結びつくという議論もある。

アカデミーの理事会に親を加えるという要件を削除すべきかどうかについて論争が起きている。親を外すことは、学校の中の地域の声の活力を削ぐことになりかねない（Long and Bolton, 2016, p.20）。影の学校大臣N・デーキン（Nic Dakin）は、この動きが地域の協同や親、学校、地域コミュニティの連携を低下させると指摘する。全国学校理事協会も、アカデミーの学校理事への親の任命が規定されていないことを問題視する（同, p.34）。全国教員組合NUTも、アカデミー化によって教師と同様に親も尊重されなくなると批判する（National Union of Teachers, 2011, p.9）。M・A・ゴーヴの次の教育大臣N・モーガン（Nicky Morgan）はアカデミー・トラストが望めば親を理事とすることは可能である、ただし専門性の点から理事を募集すべきだというのが現政権の考えだと述べる（Long and Bolton, 2016, p.34）。

シェフィールド・ハラム大学のC・ハズバンズ（Chris Husbands）は、すべての学校のアカデミー化によって、1902年教育法及び1944年教育法のローカリズムへの信仰、1988年教育法の親への信仰はMATのコーポレート・リーダーシップに置き換えられることになるが、それは巨大な権力を教育大臣の手中にもたらす中央集権化でもあると言う（同, p.21）。

前ロンドン地区学校コミッショナーのT・ブリグハウス（Tim Brighouse）も、この過程をナショナライゼーションと捉える。全校がアカデミーになれば、教育大臣は1988年以來のプロセスを完了し、あらゆる教育権限を手中に収めることになる。親が不満を述べる時、それが正当か否かを決定できるのは教育大臣である。また教育大臣は教育内容や方法もコントロールできるようになる。公共政策研究所（Institute for Public Policy Research）は、アカデミー化によって、学校は法律ではなく、教育大臣との経費補助契約によって統治されることになるが、統治のフレームワークをもっと法律に基づいたものに再構成すべきだと主張している（同, pp.24-25）。

（４）アカデミー化のコストと公費維持学校廃校の危険性

政府は、2020年までにさらに500校以上のフリー・スクールを設立する計画を立て、経費を国で負担しようとしている。行政府の予算執行を監査する監査局は、そのために購入する土地代が25億ポンドもかかるが、フリー・スクール設置にこれだけの額をかける価値があるのかと疑問視している。現在、公費維持学校の学校設置基準を維持するのに67億ポンドが必要である。1947年から1976年に立てられた公立学校の40％は明らかに修繕が必要であり、2020年ごろには現在の2倍の修繕費を準備しなければならない。労働党の議員M・ヒラー（Meg Hillier）は「既存の数千もの公立学校の修繕が求められている。これにこそ、国民の税金を使うべきだ。」とフリー・スクールに偏った税金の使途について批判している¹¹。

地方自治体協会からは、学校の土地が政府に移転され、ついでアカデミー・トラストに移転されるが、その際、学校には経費が供給されるのに、予算削減が求められている自治体には移転にかかる経費が補填されないと問題が指摘されている（Local Government Association, 2016）。アカデミーへの転換に関わるコストについて、労働党は大きな不足が発生しているとするが、連立政権はその計算は間違いであり、十分に資金が供給されているとする。アカデミーへの転換にかかるコストの推計はおおざっぱであり、それがアカデミーへの転換を躊躇させているとの指摘もある（Long and Bolton, 2016, pp.23-24）。

全国教員組合NUTは、MATが支配的な体制になれば、小規模校と農村部の学校は財政的に成り立たないとの理由で閉鎖される危険性が高く（同、pp.25-26）、またアカデミーの導入は地域の中心にある学校を引き抜くことで地域社会を弱体化させ、他の地域学校の存立も脅かすと警告している（National Union of Teachers, 2011, p.5-6）。地方当局が生徒の就学機会の確保や入学者の調整においてもっと大きな役割を果たすことを求める声もある（Long and Bolton, 2016, pp.25-27）。

（５）教員の給与等と学校設置運営基準

アカデミーは教員給与・労働条件に関する国レベルの規定を用いる必要はなく、独自に給与と労働条件を設定することができる。すべての学校がアカデミーになれば、教員の給与・労働条件には大きな脅威が発生する。2014年11月時点でアカデミー（中等学校）の教員のうち教員資格（QTS）のない者の割合は6%であり、公費維持学校の4.5%よりも高い（同、p.22）。

またアカデミーの運営の基礎となる基準が、設立時期によって全く異なっている。たとえば、2010年意向に設立されたアカデミーで2014年6月以前に経費補助契約を結んだ学校は、学校給食基準（school food standards）に拘束されないが、その後に契約を結んだアカデミーはそれに拘束される。今後政府は、既存のスポンサーやアカデミー等の学校と法的フレームワークを再デザインし、アカデミー側の自由とアカデミーに対する統制のバランスを正すことに取り組む必要があるとの指摘もある（同、p.14）。

（６）アカデミーの学校改善に対する効果

政府は、2012年9月に設立された初等学校のスポンサー型アカデミーで読み書き算数でレベル4以上の生徒の割合が開設時より9ポイント高くなっていること、またコンバーター型でも既存学校よりも「よい」（Good）から「たいへん良い」（Outstanding）に向上する傾向が高いと成果を強調する（House of Commons Education Committee, 2015b, p1）。シンクタンクのポリシー・エクスチェンジのレポートも、フリー・スクールの開校は近隣の成績の低い学校の改善をもたらしており、また貧困地域の学校の成績の向上にも効果が見られているという。これはフリー・スクールの新設による競争効果としている（Porter and Simons, 2015, pp.16-28）。

これに対してサットン・トラスト（Sutton Trust）は、スポンサー型アカデミーは平均よりも学校査察における評価が低い、34のアカデミー・チェーンのうち26が政府の容認する水準に届いていない（2014年）、不利な状況にある生徒への効果はアカデミー間およびアカデミー内で差異がある、最も高い成績のチェーンと最も低い成績のチェーンの間の差が広がっているなど、アカデミーの効果を疑問視する調査結果を示している（Sutton Trust, 2015, p.4）。

全国教育研究財団（National Foundation for Educational Research）は、2015年のGCSEの成績と2012年以降のOfstedの評価をアカデミー校と類似の条件にある非アカデミー校とで比較し（初等学校と中等学校の両方を含む）、アカデミー校の方がわずかに数字はいいが、統計的には有意なものではないという（Worth, 2016, p.36）。

GCSEのA*-Cを取得した生徒の割合を既存中等学校とアカデミー（初等中等一貫学校を含む）で比較すると、コンバーター型アカデミーが最も高く、次いで既存学校、スポンサー型となっている（5科目以上：既存学校65.9%、スポンサー型アカデミー54.4%、コンバーター型アカデミー

73.3%，英数を含む5科目以上：56.0%，45.8%，64.3%）。Ofstedの評価では、既存中等学校は「たいへん良い」14%と「良い」59%に対して、コンバーター型アカデミーは32%と53%と高く、スポンサー型アカデミーは12%と43%にとどまる。生徒の成績はアカデミーになる前の学校の特性をそのまま引き継いでおり、アカデミーに転換したインパクトは見えない（Long and Bolton, 2016, pp.40-42）。

以上のようにアカデミーとフリー・スクールの意義と効果をめぐって対立する見解が出され、論争が続いている。しかし、2010年アカデミー法は学校種を問わず、学校を設置する場合、アカデミーかフリー・スクールのいずれかであることと規定しており、現実にはそれらの設置が急速に進行している。

2 新しいタイプの後期中等教育学校をめぐる議論

（1）ユニバーシティ・テクノロジー・カレッジ

2015年の保守党マニフェストでは、すべての都市にユニバーシティ・テクノロジー・カレッジ（UTC）が開設されるよう設置を促進するとし、キャメロン首相もこれまで欠如していた高い質のテクニカル教育を作り出す重要な役割をUTCが果たすと述べる。しかし、UTC創設時に設定された学校標準規模に比して実際の入学生徒数は少なく、2016年1月時点で最大のUTCは570名程度、最小は50名以下、大半は100人から250人の規模である。39校のUTCに通う生徒6,969人のうち4分の3は男子であり、特に女子の入学者が少ない。こうした生徒募集とそれに関わる財政力の面の困難から、現実にはUTCの閉鎖や他のタイプの教育機関への移行という事態も発生している（Long and Bolton, 2017, p.7-8, 10）。

UTCに14歳の生徒を入学させるためには、中等学校で受けてきた教育を中断させることになり、また早期に特定の職業に向かわせなければならず、それには大きな困難をとまなう。UTCの実際の教育では実習の機会が得られないケースが見られることがあり、OfstedはUTCの後期（シックスフォーム）の生徒が实际的な職業体験も含めた包括的なカリキュラムを履修できていないと報告している¹²。またOfstedは2014/15年度までに11校のUTCの査察を行ったが、そのうち「良い」（good）以上は6校しかなかった。2014-15年度の生徒欠席率は7.2%、不適切な（unauthorized）欠席は2%であり、一般の中等学校の5.3%と1.3%より比率が高く、特に高学年で高い。2015/16年度のGCSE（英数を含む）では、18校のUTCの生徒1,900人のうち51%がA*-Cを取っているが、これは一般の公立学校の64%よりも低い（Long and Bolton, 2017, p.8）。

しかし、2016年教育白書“Educational Excellence Everywhere”は、UTCの開設を今後もサポートするという方針が堅持されている（DfE, 2016b, pp.61-62）。UTCは、ビジネスが設立・運営を主導でき、世界レベルの大学も参加できる学校である。UTCが設置されていない地域への設置の促進、入学協定のフレキシビリティなどによって生徒募集を支援し、MATのような高いパフォーマンスを上げている強力なパートナーシップに参加させることで教育力と財政力の向上を図るとしている。

(2) スタジオ・スクールをめぐる議論

スタジオ・スクールが加盟し、支援等を行う団体であるスタジオ・スクール・トラストが2016年に実施した全国調査では、生徒、親、経営者のいずれもがスタジオ・スクールの教育について高い満足度を示している (Studio Schools Trust, 2016a)。

他方で、同トラストは率直に課題も指摘している。最大の課題として挙げられているのは、生徒募集と学校財政である。

スタジオ・スクールは生徒を獲得するために、生徒が14才 (10年生になる) 時点で転校を呼びかけなければならない。また既存の中等学校は生徒へのアクセスを認めないことが多く、消極的な抵抗をしたり、親に情報を流さない地方当局もある。新しい学校に反対するキャンペーンを行ったり、故意に能力の低い生徒をスタジオ・スクールに送ってくるような学校も少数ではあるが存在した。あるスポンサー (継続教育カレッジ) はスタジオ・スクールを開校しないよう警告を受けたり、スタジオ・スクールを閉校しなければ地域の学校からカレッジに生徒が送られないと受け止めざるを得ない経験をしている (Studio Schools Trust, 2016b, p.5)。

また学校財政も脆弱である。一般に小規模校は財政的に不安定であり、特に創立期はそうである。その上に地域差もあり、主要都市以外ではスタジオ・スクールの学校財政は特に厳しい。現在のスタジオ・スクールは、当初想定されていたよりも小さな予算で運営されている (同, p.6)。

スタジオ・スクールは、労働党政権と保守党政権、連立政権のいずれからも支持を得てきた。しかし、大きな問題は、試験、特にGCSEを中心とする現在のイギリスの教育システムにおいて、全く違った観点から生徒の成功を捉えようとする学校モデルを成長させることがそもそも難しいということである。特に学校のパフォーマンス評価の新たな方法であるイングリッシュ・バカロレア (English Baccalaureate) のような標準モデルの設定は、スタジオ・スクールの存在そのものを脅かしかねない。スタジオ・スクール側から見ると、政権の政策は必ずしも首尾一貫しているとは言いがたい (同, p.6)。

連立政権が発足した2010年からの5年間に多くの継続教育カレッジがスタジオ・スクールを設立してきたが、それらのうちには閉校されたり、これから閉校されようとしている学校もある。生徒募集の困難の結果であるが、同時に財政環境の厳しさも関わっている。スタジオ・スクールに深く関わってきた人びとはこのモデルがうまく機能しており、多くの若者により成果をもたらしていると自信を深めているが、またこれを証明することは必ずしも簡単ではないとスタジオ・スクール・トラストは述べている (Studio Schools Trust, 2016b, p.8)。

V 事例調査

1 調査経過

本研究を進めるために、2014年2月に中等学校Hipperholm Lightcliff High School (アカデミー) と継続教育カレッジThe Maltings College (フリー・スクール) の2校を訪問した。いずれもウエスト・ヨークシャーにある。また2016年2月には、ロンドンにあるスタジオ・スクールFulham Enterprise Studio Schoolを訪問した。以下では、調査で入手した資料と教職員・生徒への聞き取り、調査後に別途収集した資料をもとに、これらアカデミーとフリー・スクール、

スタジオ・スクールの設立経緯や学校運営の経過と教育条件などを明らかにし、連立政権の進める教育改革を考えるための材料としたい。

2 フリー・スクールThe Maltings Collegeとアカデミー Hipperholm Lightcliff High School

フリー・スクールThe Maltings Collegeとアカデミー Hipperholm Lightcliff High Schoolはウエスト・ヨークシャーのハリファックス（Halifax）地区にある。この2校は後述するようにアンブレラ型トラストInspire Learning Trustを構成する関係にあった。

（1）継続教育カレッジThe Maltings College（フリー・スクール）

① 設立経緯とトラスト

The Maltings College（以下、TMC）は2013年9月にフリー・スクールとして新設された継続教育カレッジである。

本校の設立経過のスタート地点は、地元の中等学校Hipperholm Lightcliff High School and Sports Collegeの職業教育センターを設立したいという要望にあった（TMCに対するOfstedのInspection Report 2016¹³）。A・J・Smith氏（当時Hipperholm Lightcliff High School and Sports College校長）とJ・P・Dowson氏（当時高校教員）は「GCSEを受けることもせずに学業を終えている若者がおり、そうした若者のために、中等教育修了資格を取得し、そして職業資格を手に入れられる継続教育を行う場が必要ではないか」と考えていた。「国の調査では、GCSEでGrade-Aを取得し卒業する生徒は全体の50%に留まっている。それ以外の半数は、大学に進学するために必要な条件に満たないグレードで留まっていたり、中等学校卒業資格さえない場合もある」（J・P・Dowson氏インタビュー）。

その頃、キャメロン連立政権が発足し、アカデミーとフリー・スクールの設置、拡大を打ち出したので、2011年からA・J・Anthony氏とJ・Dowson氏は継続教育カレッジをフリー・スクールとして新設することを計画した。ハリファックスの元ビール醸造所の建物を校舎として購入してフリー・スクールの設置を申請し、2013年に認可を受けた。地元紙の記事には、Hipperholm Lightcliff High School（以下HLHS、アカデミーになって改称、同校トラスト理事長はA・J・Smith氏）がTMCの認可を勝ち取ることに成功したと書かれている¹⁴。上述のような地域の教育課題を解決するために中等学校（アカデミー）関係者の主導によって開設されたというのがこのフリー・スクールの設立経緯である。開校とともに、J・P・Dowson氏は初代校長となり、A・J・Smith氏はInspire Learning Trustの理事（director）に着任している（Companies Houseデータ）。

TMCは2013年9月2日に開校し、同年11月に教育大臣によってシックスフォームをもつ継続職業カレッジとして正式に登録された。設立にあたって、TMCは地元の中等学校HLHSおよび保育所Fountain Springs Day Nursery（以下FSDN）とともにトラスト（Inspire Learning Trust）を構成した。同保育所はHLHSのアカデミー転換にともなって、2011年に新たに設立され、HLHSによって運営されていた（FSDN Inspection Report 2012）。トラストのタイプはアンブレラ型である。Hipperholme and Lightcliffe High School Academy Trust, The Maltings Learning Trust, Fountain Springs Learning Trustの3つのトラストの上に、上位トラストとしてInspire Learning Trustが置かれることとなった。

② カリキュラム・生徒・教育条件

以上のように、TMCは中等教育後の教育機会の不足という地域の教育課題の解決を目的として設立され、美容理容、調理、ビジネス、保育、健康科学、情報処理、自動車の7つのコースを置いてスタートした。生徒の年齢は16 - 19才で、男女共学であり、シックスフォームも設置されている。学校の規模は、300名を収容できるが、在籍者数は2016年1月時点で140人（男75人・女65人）であった（EduBase）。

校内には、実習施設として美容室、調理室、カフェ、保育所、フィットネスセンターが置かれており、地域住民も有料で利用できる。12の企業等がパートナーとなっており、実習施設の運営には美容室Saks、保育所FSDN、調理学校Cooking School at Dean Cloud、フィットネスクラブHi Energy Health club and Dance Professionalsが協力している。自動車整備実習施設は、Inspire Learning Trustを本校とともに構成する中等学校HLHSの施設を兼用している。またアプレンティスシップも企業等と提携して提供している（同校HP、2014年学校案内パンフレット、インタビューより）。

フルタイム（週3回の授業と職場実習）とパートタイム（週1回の授業と職場実習）の2種類の学習プログラムを置き、本校教育課程を修了すれば、職業資格レベル1～3が取得できるカリキュラムを設定した（同上）。

TMCの教育課程の特徴の1つは、シックスフォームに所属し、大学準備ができることである。職業教育コースに所属して、シックスフォーム課程と併用することもできる。

生徒たちはどのような動機でTMCに入ってきたのだろうか。2人の生徒のインタビューの一部を掲載する¹⁵。

○トニー（調理コース・男子・18才）

中等学校では学力不振に悩まされていた。数学、科学、社会が苦手で中等教育修了資格試験（GCSE）の成績はレベルC（required grade）だった。16才の時、大学進学を目指してTMCのシックスフォームに入り、GCSEのレベルを上げようと、生物、歴史、イタリア語などを選択し2年間勉強した。TMCの職業教育コースでは、調理コースに入った。調理は専門をイタリア料理にしたいと考えている。そこでシックスフォームでは、イタリア語を取り、食材を深く理解するために生物を取った。TMCは在学中にホテルなどで調理師の見習いとして職場体験できるところがよい。この学校を卒業した後は、調理科のある単科大学に進学し、職場では調理長になることを目指している。

○メイ（美容理容コース・女性・18才）

HLHSを中退した。卒業には60%以上の出席率が必要だが、出席率は30%以下だった。中退後、TMCのシックスフォームに入ったものの、最初は馴染めなかった。校長や教員とおしゃべりだけして帰っていたが、次第にTMCの学校に馴染んでいった。美容理容コースで専門知識と技能を学び、シックスフォームの勉強にも力を入れた。GCSEはAレベルで、今は皆勤で学校に通えている。

TMCに通えたのは小規模であり、教員と生徒との距離感が非常に近いこと、家庭の状況を含めて生徒一人ひとりのことを理解しようとしてくれていること、そして、どんな生徒も平等に接してくれる教員がいるからだ。いまは美容理容コースを終えた後の職を探しているところだ。成績がよいので都市部で仕事を探すことを教員は提案してくれているが、

家庭の事情で地元の美容サロンに勤めたいと考えている。

インタビューした2人は学力や家庭状況などの面で困難を抱え、中等学校を離学した後にTMCに入学してきた。そのほかにも不利な背景をもつ生徒が大半であり、リテラシーと数学の成績が大学入学可能レベルに届かない生徒が多い(TMC Inspection Report 2016)。

そこでTMCでは生徒への個別的な対応を重視していた。「メイが言っていたように、TMCの良いところは少人数であること、チューターと生徒との関係が近いことだ。個別的な対応が必要とされる生徒がいるため、チューターには単に知識や技能を伝授するばかりではなく、一人ひとりの生徒の心身の状況に寄り添う資質が求められている」と校長は述べる。また「トニーは調理コースの生徒というよりは、学生職員(student employee)である。生徒を学生職員と呼んでチューター(職業専門指導職員)と打ち合わせをしてもらうなど、生徒に職員として扱われているという感覚をもってもらい、職場で働くのと近い状況を学校の中に作ろうとしている」ということであった。このようにしてTMCは当初の目的通りに不利な状況にある生徒たちを受け入れ、生徒一人ひとりに寄り添いながら継続職業教育を提供する役割を果たそうとしていた。

TMCの校舎はビール醸造工場であった建物の転用であり、学校用には作られていない。また私たちの訪問時にはまだ完成していない実習施設もあった。学校の立地場所も必ずしも交通の便のよいところではなかった。教職員数は2014年2月調査時点で12人であった。校長によれば、「本来なら24人が必要だが、予算がなく、これ以上は雇用できない。校長は渉外で忙しいので、副校長を雇いたい予算がない」と言う。300人を定員として設計されたが、実際の入学者は定員の150人にも及ばず、国からの運営費補助金が当初の想定を大きく下回っていることは容易に想像される。そのため教職員も十分に揃えることができないという苦境に陥っていた。

③ 学校査察結果とトラストの解散・変更

2015年1月にTMCに対してOfstedによる初めての査察が行われた。生徒の学習成果、教育・学習・評価の質、リーダーシップとマネジメントの効果という基本評価項目のすべてで最低のレベルである「不適格」(inadequate)とされ、総合評価も「不適格」とされた。この評価にいたった理由として、以下の点が挙げられていた(TMC Inspection Report 2016)。

生徒の数学と英語の学力の進度が非常に遅い。職業教育の美容理容、園芸農業、自動車整備の各コースを修了できた生徒の割合が少ない。生徒の出席率が十分ではない。その他に、教員が校内で良い実践を共有できていない、十分なキャリア教育とガイダンスが行われていない、適切な教育の質保障とマネジメントができていない、校外での職場体験や個別指導プログラムが実施されていないといった指摘もある。

改善策として、十分な教科担当教員の配置、職業分野のスタッフと英語・数学のスタッフの連携強化、英語と数学の授業に生徒が出席しやすい時間割への組み替え、教師同士の経験共有などがあげられた。

J・Dowson校長は新聞インタビューに次のように答えている。低学力の問題を抱える若者たちに再び教育を受けられる機会を保障し、義務教育修了資格と就労に結びつく職業資格を得られる学校を目指してきたが、開校までに学校運営の面で多様な課題を抱え、開校後も常に教育条件の整備や学力向上の問題などに課題を抱えてきた。開校前に校長予定者が辞めてしまい、

2014年にトラスト（Inspire Learning Trust）の理事が校長に就任したが、2014年8月からはトラストからのサポートなしで学校を運営してきた¹⁶。

この後、2015年12月にトラスト（Inspire Learning Trust）は解散してしまう（Campanies Houseデータ）。傘下にあるTMC、HLHS、FSDNはそれぞれ新たな道を探すことを余儀なくされた。TMCは2016年1月に新しいトラストTrinity Multi-academy Trustに参加することになった。同トラストに参加している学校は2017年3月時点で中等学校3校、小学校1校（保育所含む）、それにTMCである。トラスト変更により、校長も交代となった。

TMCはOfstedから最低レベルの評価を受け、特別措置（special measure）の下に置かれることとなった。2016年の査察では各項目は「要改善」（requires improvement）に一段階アップしたが、総合評価は再び「不適格」とされた（TMC Inspection Report 2016）。

（２）中等学校Hipperholme and Lightcliffe High School（アカデミー）

TMCと同じアカデミー・トラストを構成していた中等学校HLHSも大きな変化を被っていた。

同校の前身（Hipperholme and Lightcliffe High School and Sports College）は2002年に設立された地方補助学校（foundation school）であったが、2011年7月にアカデミーに転換した（コンバーター型アカデミー）。男女共学でシックスフォームをもち、2014年5月の学校査察時点で生徒数は1,465人（うちシックスフォーム223人）であった。前身校は2011年2月の学校査察で「良い」（good）の総合評価を得ていたが、アカデミーに転換した後の学校査察の結果はすべての基本評価項目で「不適格」となり、総合評価も「不適格」となった（HLHS Inspection Report 2014）。

学校査察レポートは以下の点を問題として指摘する。11年生までの英語、数学、科学、地理の成績の伸びが非常に悪く、特に就学援助（pupil premium）を受給している男子と最も優秀な生徒の成績が振るわない。生徒への期待が低いために生徒の成績が低くなっている、教え方の悪さが生徒の興味関心を失わせている、就学援助を受けている生徒の学力の伸びは低く、欠席が多すぎ、多くの中退者が出ている。シックスフォームも教科間で教育の質にばらつきが大きい。この査察によって、同校は特別措置下に置かれることとなった。

同校は教育省からは別の学校をスポンサーとして得よう要請されており、2015年3月にAbbey Multi Academy Trustに加わることにした。同トラストの参加校には中等学校1校と初等学校1校（保育所含む）があり、これにHLHSが加わることとなった。校名もLightcliffe Academyに変更された。新たなトラストを見つけ、改善の見通しを付けて校長は辞任した¹⁶。同校は約1年間にわたり、4回の特別査察を受けて学校改善に取り組み、特別措置は解けたものの、2016年3月の査察レポートでも総合評価は「不適格」のままであった（HLHS Inspection Report 2016）。

（３）小括

ハリファックスにおける中等学校のアカデミー転換と継続教育カレッジのフリー・スクール新設およびその後の経過は以上の通りである。この地域では中等学校からのドロップアウトや継続職業教育機関の無いことが課題となっており、地元中等学校が地域に職業教育センターを設立する構想を検討し始めていた。そこに、キャメロン政権によるアカデミーとフリー・スクールの推進政策が打ち出されたため、これを好機としてOfstedの学校査察結果が良好であっ

た中等学校がまずアカデミーに転換した。次いで同校校長他が中心となって、継続教育カレッジをフリー・スクールとして設立する計画を立て、認可を得ることに成功した。

新設なったフリー・スクールTMCは中等学校をドロップアウトした生徒を受け入れ、当初の目的に沿った教育活動を展開したが、入学者が大幅に不足し、財政的な困難が生じたために、教職員配置は必要人数を大きく下回る状況に陥り、Ofstedから「不適格」の評価を受けることとなった。同校の開設に当たって、人事上のトラブルが起こったために、上位トラストが有効に機能しない事態が生じたことも同校の運営に影響を与えたようである。

中等学校はもともとOfstedの学校査察が良好であったにも関わらず、転換後の査察では「不適格」の評価を受けた。2つの学校が「不適格」とされ、アンサンブル型トラストは設立から約2年で解散となった。両校は別々のアカデミーの傘下に入り、中心的な運営メンバーは交代している。

中等学校HLHSの評価が大きく下がったことに、同校のアカデミー転換が大きく関わっているかどうかは明確にしない。しかし、フリー・スクールTMCについては、財政難と教職員の不足によって教育条件が厳しい状況に陥ったことは間違いない。全体として見ると、アカデミーとフリー・スクールを活用して地域の中高等教育を充実させようとした試みであったが、財政や教職員の不足、そしてトラスト運営をめぐる混乱により、非常に不安定な学校経営に陥った事例であった。

3 スタジオ・スクールFulham Enterprise Studio School

(1) 設立経緯

Fulham Enterprise Studio School (以下、FESS) は、2012年9月にロンドンのフルハム(Fulham) 地区で設立されたスタジオ・スクールである。

この地域にはもともと2つの中等学校があった。1つはHenry Compton Secondary School (以下、HCSS) である。これは地方当局が管轄するコンプリヘンシブ・タイプのcommunity schoolであり、男子校であった。2006年には科学と数学のスペシャリスト・スクールのステイタスを得ている。もう1つは、Fulham Cross Girls' School (以下、FCGS) である。こちらもコンプリヘンシブ・タイプのcommunity schoolであり、女子校であった。2004年に英語のスペシャリスト・スクールのステイタスを得ている (FCGS Inspection Report 2009)。

前者男子校の生徒数は2010年時点で578人であった。ほとんどの生徒が英語を第二言語としており、無料給食サービスを受けている割合が非常に高い。生徒の転出・転入が年間を通じて非常に多く、生徒の成績は低い状態が続いていた。2008年から生徒の成績が上向き、2009年のGCSEは以前より好結果となったが、学習の中断や情緒的不安定、英語能力の制約などの理由により、成績が平均レベルに達しない生徒も見られ、長期欠席者の割合も高いままであった。ただ、査察評価はほとんどの項目で「良い」(good)を得ている (HCSS Inspection Report 2010)。

後者女子校の生徒数は2009年時点で600人であった。こちらも民族的マイノリティの出身で英語を第二言語としている生徒が多い。生徒の転出・転入も、無料給食を受ける生徒と特別支援を要する割合も高い。しかし、教育の質は高く、生徒は学習に非常に意欲的であり、生徒の満足度、モラルもよい状況にあった。欠席率が高かったが、平均レベルにまで急速に改善してきており、査察評価はほとんどすべての基本項目で「非常に良い」(outstanding)を得ていた (FCGS

Inspection Report 2009)。

同じ地区にある両校は同じような生徒層を受け入れ、学校運営の課題も共通する。どちらも努力を重ねて学校改善に取り組んでいる状態にあった。こうした中、両校は連携を図り、2009年にフルハム・カレッジ連盟(Fulham College Federation)を設立する。そこにキャメロン連立政権が発足し、アカデミーを推進する政策を採用すると、連盟はアカデミーへの転換へ向けて動き出した。学校査察の好結果が評価され、両校は2012年にアカデミー転換の認可を受ける(FCBS Inspection Report 2015)。2013年2月11日にFulham College Academy Trust (MAT型)が発足し、3月1日に両校はアカデミーに転換した(コンバーター型アカデミー)。校名も男子校はFulham College Boys' School (以下、FCBS)、女子校はFulham Cross Girls' School and Language College (以下、FCGLC)に改称した(EduBase)。スタジオ・スクールFESSは、この過程で男子校の学校内学校として創設された(FCBS Inspection Report 2015)。

上述からも分かるように、地域の2つの中等学校の生徒には不利な背景をもつ者の割合が高い。FESSへの訪問調査での学校側の説明では、通学可能エリアは社会経済的剥奪指数が高いエリアと経済的水準が高いエリアに二分されており、同校には前者に居住する生徒が多く通ってくる。こうした生徒たちが中等学校からドロップアウトすることを防ぎ、さらには就業に結びつく継続職業教育を受けさせて社会に送り出すことがこの地域の課題となっていた。そこで、スタジオ・スクールの設立が検討されることとなった。スタジオ・スクールは、前述したように小規模な環境で個人の状況に合わせてカリキュラムを作りながら、アカデミックな教育と職業的な教育をともに提供しようとするものであり、上述のような生徒たちに最適と考えられた。

もともとcommunity schoolであった2校がアカデミーに転換し、さらにはスタジオ・スクールの設立するに際して地方当局の意向はどうだったのだろうか。私たちのインタビューに対してFESSの校長は、「当時、地方当局からアカデミーへの転換の話があった時、学校理事会からは反対の意見がなかった。地方当局はアカデミーへの転換に慎重というよりは、むしろ進めていた」と、地方当局がアカデミーへの転換を推進したと回答した。

地方当局がアカデミーへの転換を推奨した理由として校長は、地方当局の学校経営面の負担が減ることを挙げた。「アカデミーに転換し、地方当局から成績の良い学校が離脱してゆけば、学校はトラストが運営することになり、地方当局の負担が減る。例えば、校舎の窓が壊れたから修繕してほしいと学校が地方当局に依頼すれば、地方当局は状況を調査して予算をつけなければならない。このように学校の設置管理の仕事は細かく大変だ。しかし、アカデミーに転換すれば、これを会社がやってくれるのだから地方当局の仕事が減る」。また同校スタッフの一人(パーソナル・コーチ)は、地方財政難の影響について触れた。「アカデミーになれば、国は地方当局を介さず、直接、アカデミーへ補助金を交付する。地方当局は財政難だから支出を押さえたいということもあるだろう」。

さらに校長は、「FESSの設立運営維持には経費がかかる。国から直接、学校に公立学校と同等の補助金が学校に交付されるアカデミーに転換したのは、FESSの運営のやりやすさとも関係している」とも述べていた。スタジオ・スクールはフリー・スクールであり、アカデミーの一種である。既存2校がcommunity schoolのままでは、アカデミーであるスタジオ・スクールを設置・運営するのは難しいという事情もあったと考えられる。

（２）生徒・カリキュラム・教育条件と成績・進路

FESSは男子校FCBSの学校内学校として設立された。生徒は14-19才（10-13年生）で、男女共学である。FCBSとFCGLCに在籍する生徒のうちの希望者は9年生を終えた時点で無条件でFESSに移ることができる。12年生（16才）以上では両校以外の学校からも入学できる（ただし優先権は両校にある）。2015年1月時点での12・13年生は24人で、そのうち女子はごくわずかである（FCBS Inspection Report 2015）。

2016年2月の訪問調査における学校側説明資料によると、2012年入学者のデータは次のようになっている、不利な状況にある生徒が多く本校に入学してきていることが分かる。

男女比：男子78%・女子22%，登校率：88%

英語が母語ではない生徒：40%，特別支援を要する生徒：57%，就学援助受給生徒：54%

9年生コーホート調査から脱落している生徒：32%

キーステージ2（3～6年生）の英語レベル4以下の生徒：62%，同数学レベル4以下：52%

9年生終了時に英語が著しく遅れている生徒：73%，同数学：72%

FESSのカリキュラムはキーステージ4（10-11年生，14-16才）とキーステージ5（12-13年生，16-19才）に分かれる。後者はシックスフォームとして設定されている（入学案内パンフレット“Fulham Enterprise Studio Sixth Form Prospectus 2013-2014”）。

キーステージ4では、英語、数学、科学等のGCSEコア科目を最低5科目履修する。同時にオプション科目としてGCSEとBTEC（Business and Technology Education Council）のビジネスか、ICTと建設または舞台芸術・制作のいずれかのコースを取ることができる。

キーステージ5では、生徒個々の希望に合わせて、大学入学資格GCE（General Certificate of Education）のAレベル（上級）とASレベル（準上級）、それに建設または舞台芸術・制作に関連するBTEC資格の取得のいずれかを目指す。建設と舞台芸術・制作のいずれのコースを選択するかは、パーソナル・コーチと個別に相談して決める。多くの地域企業のパートナーがあり、その協力を得て最大週2日までの職業体験実習を行う。他に課外活動として、演説会や放課後スポーツクラブ、エディンバラ公アワード・プログラム（社会貢献活動、体力向上、技術向上、旅行など）、ビジネスパートナーのイベントへの参加などの機会がある¹⁸。

私たちが訪問した2014年時点では、職業教育のコースは建設と舞台芸術、ビジネスの3つのみであったが、2015年よりスポーツ、健康とソーシャルケアが加わり、5つとなっている。スポーツはWilliam Morrisシックスフォームと連携してチェルシー・フットボールクラブの専門スタッフによって提供される¹⁹。

生徒に対する個別サポートを重視し、パーソナル・コーチの個別相談プログラムやモチベーション・ワークショップが用意される。授業は生徒の選択や内面に焦点を当てて行う（学校側説明資料）。

教職員は校長、シニア・リーダーシップ・チームの校長以外のメンバー3人、パーソナル・コーチ3人、コミュニケーション担当1人の8人である²⁰。シニア・リーダーシップ・チームのうちの1人はFCGLCと兼務のアシスタント・ヘッド・ティーチャーである。聞き取りでは教科教育はFCBSの教員が担当するということであったが、公式には教員という身分の者はおらず、生徒への教育活動に直接携わる職員はパーソナル・コーチ3人のみであった。

校舎はFCBSとは別の場所にあり、地区の成人向け技術教育施設（City Learning Center）を転用したものである。FCBSの科学、デザイン、テクノロジーの施設等はFESSによっても使用される。スポーツ競技場と体育館は3校の共用である（学校インタビュー）。

学校側説明資料では、2012年入学生徒の成績と進路（2014年）は次のようになっている。

GCSEの5A*-C獲得：100%，職業教育（建設，舞台芸術，ビジネス）修了：100%

出席率：7%上昇

卒業後NEET：0%，シックスフォーム在籍生徒のうち職業教育進学：65%

具体的な事例としては次のようなケースが紹介された（学校側説明資料）。

- デルリ（女子）：英国へ入国した翌日にFESSに入学。職業資格BTECレベル3を取得し、大学（ビジネス学科）へ進学予定。
- ルビー（女子）：職業資格BTECレベル3を取得。卒業後はミュージック・テクノロジー科のある大学へ進学予定。
- モハーリ（男子）：FCBSから転校。卒業後はアプレントシップを予定。
- アキード（男子）：特別支援の診断を受けた生徒。職業体験学習に重点を置き、職業資格BTECレベル3を取得。卒業後は正規雇用に見込み。

FESSに対する単独の学校査察は行われない。同校はFCBSの学校内学校であるため、FCBSの一部として評価を受ける。Ofstedによる2015年1月の学校査察でFCBSは「良い」（good）の評価を得ている。その中でFESSに対しては次のように高く評価されている。キーステージ4の職業教育とシックス・フォーム（キーステージ5）の2014年の成績の伸びが著しいが、科目によるばらつきがあり、英語と数学のいずれかでCを取っている生徒は非常に多いものの、両方ともCを取っている生徒は多くない。FESSに進みたい2校の中等学校の生徒たちにFESSの情報を十分に与えることができている、地元の特別支援学校との連携がうまくいき、特別なニーズや障害を有する生徒を授業に参加させることができているなどと評価されている。他方で生徒の転出・転入が激しいとの指摘もある。学校査察報告書ではシックスフォームの在籍生徒数は記載されているが、キーステージ4の生徒数は記載がない（FCBS Inspection Report 2015）。調査訪問時点（2014年2月）ではFESSには約100人の生徒が在籍しているということであった。なお、男子校FCBS全体では2016年時点で生徒数は420人で、そのうち女子は30人である（EduBase）。この女子30人はFESSの生徒となる。

（3）小括

社会経済的に不利な地域を抱えるフルハムでは、2つの中等学校からのドロップアウトを防ぎながら、中等学校後期から中等後教育へ、そしてその後の就職や進学へ生徒を安定的に移行させるパスウェイを見い出すことが課題となっていた。ちょうどその時に、スタジオ・スクールという14歳から19歳までをつなぐ新たな一貫教育学校が制度化された。これは不利な状況にある生徒たちが学校に通い続けられるよう、個別的なサポートを重視する小規模な環境を用意し、また大学等も含めた幅広い進路に対応できるようアカデミックな教科にも力を入れながら、早

期に職業教育を受けて資格を取得できるカリキュラムを用意するもので、同地域が抱えていた教育課題を解決するのに格好のタイプの学校であった。

そこで2つの学校はスタジオ・スクールの創設へと動いたのであるが、地方当局も行財政能力の低下のもとで2つの学校のアカデミー転換を推進する立場に立ち、短期間のうちに2校のアカデミー転換とスタジオ・スクールの創設が実現した。

スタジオ・スクールFESSの教育はOfstedによって高く評価されている。学校側説明による2012年入学者の学習に関する数値や事例は非常に良好である。しかし、スタジオ・スクールは生徒数300人を標準規模として制度設計されているが、同校の入学者はかなり少ない。また教員は教科担当だけでなく、職業コース担当も配置されておらず、配置されているのはパーソナル・コーチ3人のみという状況であった。また調査訪問時に校内を見学したが、職業教育施設・設備は非常に簡素なものであった。スタジオ・スクールのコンセプトは有意義だとしても、FESSの教育条件と教育実施内容は大きな課題を抱えていたと言わざるをえない。

VI 考察

キャメロン連立政権がすべての公費維持学校をアカデミーへ転換しようとした狙いは、学力問題やドロップアウト、地域や階層による教育格差などの解決の妨げになっている教育行政官僚制を抜本的に見直すことにあった。公費維持学校を地方議会・地方当局が統治・管轄する体制を、学校への大胆な権限委譲・規制緩和と学校の設置・運営の民間化を通じた学校の自立的経営による体制に転換することが目指された。しかし、すでに見てきたように種々の課題も指摘されており、現地調査でも順調とは言いがたい事例が見られた。以下では、事例調査を踏まえて、連立政権のもとで展開するアカデミー政策および後期中等教育制度改革について簡単な考察と評価を加えたい。

まずアカデミーとフリー・スクールの導入についてである。

第一に、アカデミーの導入理由の問題である。アカデミーへの転換によって地域が全体的な教育計画を立てられなくなり、地域民主主義を否定するものだという批判が出されていたが、今回の事例調査では、いずれの場合もアカデミーとフリー・スクールは地域の教育課題の解決を目的として設立されていた。ハリファックス地区の場合は、早期離学や不利な条件にある子どもたちへの中等学校後の教育機会を提供しようと公費維持学校が自ら動いたケースであった。またフルハム地区も貧困地域の子どもが多く通う学校の充実を図り、さらにはポスト16の教育へと子どもたちを引き上げていこうとする意図があった。後者のケースでは、地方当局がアカデミーへの転換を勧めていた。

これらの事例では、地域の教育課題の解決の手段としてアカデミーやフリー・スクールが用いられたといえる。ただ、新たな学校を設立するには、アカデミーを用いる、フリー・スクールとして設立するしかないという法規制の存在や地方当局の財政難といった状況を考えておかねばならない。

なぜ公費維持学校や地方当局は自ら進んでアカデミーを推進するのか。FESSの場合、地方当局の負担削減が大きく関わっていることがうかがえた。青木（2015b）でも、財政削減により

地方当局の学校改善サービスを縮小させなければならない状況があることや学校建設資金の調達のためにフリー・スクールが活用された事例の紹介がなされている。アカデミーの導入は地方当局と公費維持学校の財政や運営組織体制の不足と脆弱性という問題が関わっている。とするならば、それは地域教育課題の解決という点で主体的な判断であるが、また地域にとっては強いられるものでもあったと考えられる。

第二に、アカデミーとフリー・スクールの学校運営と条件整備の問題である。すでにアカデミー転換後の経費補助の不足、地方教育行政機関の支援の喪失による学校経営の負担増、トラスト運営の負担と不安定さといった問題が指摘されている。調査事例でも、開校時点から生徒募集難と財政難が生じたり、十分な教職員配置ができない状況が見られた。こうした状況が生まれる理由の1つとして、アカデミーが中央政府と結ぶ経費補助契約の基準の問題があろう。またアカデミーが地方当局から離脱することで、条件整備面でも運営面でも大幅な自立化を求められ、学校経営が非常に不安定になっていることも関わっていると考えられる。ハリファックス地区の継続教育カレッジとフルハム地区のスタジオ・スクールの場合、標準とされる生徒数が集められず、厳しい財政難と教育条件の未整備が顕著であった。学校の自律性は教育実践の本質からして必要なものであるが、それは学校経営の多面にわたる条件の安定性があって可能となる。少なくとも調査事例からは、アカデミー政策はその狙いとする学校経営の自律性とその基盤としての安定性の点で課題を残すものとなっている。

次にUTCとスタジオ・スクールについてである。この2つのタイプの学校は想定する生徒層やカリキュラムに違いがあるが、16歳の区切りによる若者の離学を防ぐため、通常の区切りをまたがる形で年齢区分を設定するものであり、生徒に合ったよりよいカリキュラムと教育環境を用意し、中等学校生徒をポスト16歳に移行させようとする目的自体は首肯されるものである。そのように評価した上で、しかしこれら2つの新しいタイプの学校にもいくつかの課題が見られた。

第一に、生徒募集の困難と財政難である。既存の学校体系は維持しながら、そこに年齢区分がずれる2つの新たなタイプの学校を挿入する改革であるため、中等学校での学習を中断させて入学者を引き入れることになるが、それは非常に困難である。また14才で関心のある職業分野を選ぶ必要があるが、それも生徒たちには難しい作業となる場合がある。入学者が少ないと経費補助額も減るため、教育条件を切り下げることになる。調査したスタジオ・スクールの例でも、教育条件には課題が見られた。生徒募集と財政難のために、UTCとスタジオ・スクールには閉校が多く出ている。

第二に、この改革は2つのタイプの学校を既存の学校体系に付加するものであるが、これを学校体系の中でどのように位置づけ、どこまで拡大していくのかが明確でない。ドロップアウトの削減や技能・技術職の養成が課題であることは分かるが、学校体系をいかに編成していくかという全体的なデザインがなければ、つぎはぎ的な教育制度を生むだけとなる可能性もある。

第三に、この2つの学校もフリー・スクールの一種であり、先にあげたアカデミーとフリー・スクールの課題を抱えることになる。これらが地方当局の直轄ではないことから、地域における教育のフラグメンテーションを増幅する可能性がある。また生徒募集や地域の教育資源等をめぐって既存の中等学校やシックスフォーム、継続教育カレッジなどと対抗的関係になることも考えられる。

不利な生徒が中等学校段階の教育を修了でき、さらには次の段階の教育へと安定的に移行で

きるUTCとスタジオ・スクールは、制度としては興味深いが、それも前段後段の学校や進路と適切に接続されなければ十分な役割を果たせない。またイギリスの教育制度においてアカデミックな学力成績のみが卒業後の進路を得るための要件とされるなら、これらの学校の教育が十分に評価されないことになりかねない。学校の多様性と学校間接続を包括するグランドデザインを検討することが求められる。

以上、キャメロン連立政権の推進する教育改革を政策分析と現地調査を通して検討してきた。アカデミーとフリー・スクール、新しいタイプの学校スタジオ・スクールは、イギリスのこれまでの公教育体制を大きく組み替えようとする政策である。しかし、調査事例を見る限り、学校運営の不安定さが顕著であり、改革によって予期したような成果がもたらされているとはいえない。もっとも、私たちの調査は非常に限定されたものに過ぎない。今後、より包括的な研究が求められる。

【付記】本研究はJSPS科研費24243072（基盤研究（A）「戦後日本における中等教育改革の総合的研究」研究代表者植田健男、2012－2017年度）の助成を受けたものである。本稿は2017年3月に科研報告書として脱稿したものを一部加筆修正した。本文執筆は横井が行ったが、本研究の課題設定と調査実施においては姉崎が主導し、また調査対象に関する情報の収集や記録整理においては横関が重要な役割を果たしており、三者の共同研究の成果である。

註

- 1 本稿はイングランドを対象とするが、表記はイギリスとして叙述を進める。
- 2 キャメロンの「大きな社会」構想については永島（2011）も参照。
- 3 ここでアカデミー・トラストの理解を助けるため、簡単にイギリスのトラスト（trust）について簡単な説明を加えておく。イギリスでは、近世以降、救貧、教育と宗教の振興、コミュニティ利益の増進などの非営利公益活動においてチャリティ（charity）が大きな役割を果たし、現代においても公益活動の多くがチャリティによって担われている。チャリティには法人格の無い形態と有る形態があり、前者には人格なき集団（unincorporated association）、公益信託（charitable trust）、後者には保証有限責任会社（company limited by guarantee）としてのチャリティ会社（charitable company）、産業節約組合（industrial and provident society）のうちのコミュニティ利益組合（community benefit society）、チャリティ法人（charitable incorporated organisation）がある（中島、2014、p.12）。イギリスの非営利組織に関する法は、団体（法人）の要素を中心にして、あるいは税法を主領域にして発展した他の欧米諸国の法と異なった発達を遂げている。イギリスの信託法では、受託者の行為を捉える際、財産の適正な管理を導く「良心」という自然人にのみ属する価値的観念を基準にするため、受託者がたとえ団体を構成したとしても、法的にはあくまで個人の集まり、人格を付与されることのない財産集合体と理解される。そのため、チャリティに関する法は、法人の展開を含み込まず、むしろそれとの関係を断ちながら発展してきた（岡田、2015、p.56）。イギリスでは非営利公益活動は法人よりも信託（trust）形態が広く採用されてきたのである。アカデミー・トラストもこうしたイギリスのチャリティ法制の中のトラストの枠組みの中で把握されよう。ただし、法人格を有しないこと

は活動上の種々の不便を生じさせるため、一般に広くチャリティの法人化も行われている。その1つが営利会社を非営利目的に活用するもので、会社法に準拠して保証有限責任会社 (company limited by guarantee) を設立するやり方である (石村, 2008, pp.10-12)。私たちが調査訪問したアカデミーもトラストでありながら保証有限責任会社として法人格を有していた。たとえば, Hipperholm Lightcliff High School Academy Trustの場合, HLHS Academy Trust Limitedという保証有限責任会社を設立していた。トラストという非営利組織でありながら、同時に会社としての法人格ももつという組織形態は、日本では理解しがたいが、アカデミー・トラストも上述のようなイギリスのチャリティ法制を踏まえることで理解できよう。

- 4 初期のスタジオ・スクール2〜3校はアカデミーの一部として、また公費維持学校として設立された (DfE, 2016a, p.35)。
- 5 ‘Closing down: 14th studio school to fold, leaving just 33 open’, *Schoolweeks*, 12 May 2016, <http://schoolsweek.co.uk/closing-down-14th-studio-school-to-fold-leaving-just-33-open/>
- 6 UK government, ‘Speech: Michael Gove to Westminster Academy’, 25 November 2010, <https://www.gov.uk/government/speeches/michael-gove-to-westminster-academy>
- 7 ‘Michael Gove open-minded over state schools being run for profit’, *The Guardian*, 29 May 2012, <https://www.theguardian.com/politics/2012/may/29/michael-gove-open-state-schools-profit>
- 8 ‘Michael Gove’s Free schools will be for the middle class, claim opponents’, *The Guardian*, 11 July 2011, <https://www.theguardian.com/education/2011/jun/11/michael-gove-free-schools-middle-class>
- 9 ‘Making all schools become academies is sheer folly’, *The Guardian*, 27 March 2016, <https://www.theguardian.com/news/2016/mar/27/the-big-issue-academies-schools>
- 10 ‘What does it mean to be an academy school?’, *BBC*, 7 May 2016, <http://www.bbc.com/news/education-13274090>
- 11 ‘Government spending billions on free schools while existing schools crumble’, *The Guardian*, 22 February 2017, <https://www.theguardian.com/education/2017/feb/22/government-spending-billions-on-free-schools-while-existing-schools-crumble>
- 12 ‘As a second UTC announces closure, are UTCs expensive white elephants?’, *Local Schools Network*, 15 April 2015
- 13 以下、OfstedによるInspection Reportについては学校名と実施年のみ記載する。
- 14 ‘PM David Cameron backs The Maltings College for Hipperholme and Lightcliffe’, *Huddersfield Daily Examiner*, 14 July 2012, <http://www.examiner.co.uk/news/west-yorkshire-news/pm-david-cameron-backs-maltings-4947623>
- 15 氏名・内容等は一部改変している。
- 16 ‘College judged “inadequate” by inspectors’, *Halifax Courier*, 6 March 2015, <http://www.halifaxcourier.co.uk/news/education/college-judged-inadequate-by-inspectors-1-7143312>
- 17 ‘Head teacher failing school’, *Brighouse ECHO*, 27 February 2015, <http://www.brighouseecho.co.uk/news/education/head-teacher-leaves-failing-school-1-7130413>
- 18 FESS HP, <http://www.fulhamenterprise.net/extra-curricular/>
- 19 FESS HP, <http://www.fulhamenterprise.net/sport>
- 20 FESS HP, <http://www.fulhamenterprise.net/staff/>

* 本稿記載のウェブページはすべて2018年3月30日に確認した。

参考文献

- 青木研作 (2015a) 「イギリス連立政権下のアカデミー政策—学校の自律化が与える地方教育行政への影響に着目して」『日英教育研究フォーラム』Vol.19
- 青木研作 (2015b) 「イギリス連立政権下の学校制度改革と地方教育行政への影響—地方当局へのインタビュー調査の結果から」『西九州大学子ども学部紀要』No.6
- 青木研作 (2017) 「新しいタイプの公営学校」日英教育学会編『英国の教育』東信堂
- Cameron, David (2009) *The Big Society*, 10 November 2009, <http://conservative-speeches.sayit.mysociety.org/speech/601246>
- Cabinet Office (2010) *Building the Big Society*, 18 May 2010
- Charity Commission (2015) *Umbrella trusts for schools*, 9 July 2015, <https://www.gov.uk/government/publications/umbrella-trusts-for-schools-charity-commission-guidance/umbrella-trusts-for-schools>
- Department of Education (2016a) *Academies Annual Report Academic year: 2014 to 2015*, November 2016
- Department for Education (2016b) *Educational Excellence Everywhere*, March 2016
- Department for Education (2016c) *Sponsor an academy*, Last updated 9 December 2016, <https://www.gov.uk/guidance/sponsor-an-academy>
- Department for Education (2017) *Open academies and academy projects awaiting approval*, Last updated 20 March 2017, <https://www.gov.uk/government/publications/open-academies-and-academy-projects-in-development>
- Department for Education (2018a) *Open academies and projects awaiting approval as of 1 August 2018*, <https://www.gov.uk/government/publications/open-academies-and-academy-projects-in-development> 2018年9月29日確認。
- Department for Education (2018b) *Schools pupils and their characteristics 2018 – national tables*, <https://www.gov.uk/government/statistics/schools-pupils-and-their-characteristics-january-2018>
- 榎本剛 (2002) 『英国の教育』自治体国際化協会
- House of Commons Education Committee (2015a) *Academies and Free Schools: Fourth Report of Session 2014-15*, 21 January 2015
- House of Commons Education Committee (2015b) *Academies and Free Schools: Government Response to the Committee's Fourth Report of Session 2014-15: Fourth Special Report of Session 2014-15*, 18 March 2015
- 石村耕治 (2008) 「イギリスのチャリティ制度改革(1)—法制と税制の分析を中心に」『白鷗法学』第15巻第2号
- 葛西耕介 (2017) 「連立政権以降のイギリスの教育政策とその研究動向—アカデミー、ナショナルカリキュラム、教員養成を中心に」『日本教育政策学会年報』第24号
- 小山晶子 (2016) 「イギリスの連立政権下における多文化教育政策の転換—アカデミー政策と地方当局の権限低下による影響」『東海大学紀要・教養学部』第47輯
- 久保木匡介 (2008) 「イギリスにおけるNPM教育改革の展開」佐貫浩・世取山洋介編『新自由主義教育改革—その理論・実態と対抗軸』大月書店
- 久保木匡介 (2013) 「イギリスにおけるキャメロン連立政権下の教育改革の動向—「民営化」政策と学校査察改革との関係を中心に」『長野大学紀要』第34巻第3号

- (公財) 公益法人協会編 (2015) 『英国チャリティー—その変容と日本への示唆』 弘文堂
- 児山正史 (1999) 「イギリスの学校選択—公共サービスにおける利用者の選択」 『名古屋大学法政論集』 第180号
- Local Government Association (2016) 'Local Government Association response to the Department for Education's stage one consultation on a Schools national funding formula'. 15 April 2016
- Long, Robert and Bolton, Paul (2016) *Every School an Academy: The White Paper Proposals*, Briefing Paper No.07549, 29 April 2016
- Long, Robert and Bolton, Paul (2017) *University Technical Colleges*, Briefing Paper No.07250, 8 March 2017
- 望田研吾 (2012) 「イギリス連立政権のフリー・スクール政策の展開」 『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』 第44号
- 望田研吾 (2015) 「イギリスにおけるユニバーシティ・テクニカル・カレッジの展開」 『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』 第47号
- 望田研吾 (2016) 「イギリスにおけるユニバーシティ・テクニカル・カレッジの現状と展望」 『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』 第48号
- 永島剛 (2011) 「イギリス『大きな社会』構想とソーシャルキャピタル論—『福祉国家』との関係をめぐって」 『社会関係資本研究論集』 第2号
- 中島智人 (2014) 「英国のチャリティー制度改革—チャリティー法人の導入を中心に」 『公益法人』 第43巻第2号
- 仲田康一 (2016) 「英国アカデミー政策と教育ガバナンス—その概要・評価・民主主義をめぐって」 『季刊教育法』 191
- National Union of Teachers (2011) *Academies Toolkit: Defending State Education*
- National Union of Teachers (2016) 'Schools in England to be forced to become academies', 15 March 2016, <https://www.teachers.org.uk/news-events/press-releases-england/schools-england-be-forced-become-academies>
- National Foundation for Educational Research (2016) *Academies and maintained schools: What do we know?*, 6 April 2016
- 岡田章宏 (2012) 「2006年チャリティー法の歴史的位相とその制度」 榊原秀訓編 『行政サービス提供主体の多様化と行政法—イギリスモデルの構造と展開』 日本評論社
- Porter, Natasha and Simons, Jonathan (2015) *A Rising Tide: The Competitive Benefits of Free Schools*, 9 March 2015, Policy Exchange
- Roberts, Nerys (2017) *FAQs: Academies and Free Schools*, Briefing Paper No.07059, 9 January 2017, House of Commons Library
- Studio Schools Trust (a) *The need for Studio Schools: Overview of the evidence*. (発行年記載なし)
- Studio Schools Trust (b) *The Studio Schools model: An introduction*. (発行年記載なし)
- Studio Schools Trust (c) *What is a Studio School?* (発行年記載なし)
- Studio Schools Trust (2016a) *National Satisfaction Survey*.
- Studio Schools Trust (2016b) *Studio Schools 5 Years On: Taking Stock*.
- Sutton Trust (2015) *Chain Effects: The impact of academy chains on low-income students' report*, July 2015
- 田村祐子 (2016) 「立法情報 【イギリス】 アカデミー化の促進—2016年教育及び養子縁組法」 『外国の立法』 No. 268-2

田村祐子 (2017a) 「イギリスにおける教育改革の試み—アカデミー政策をめぐって」『外国の立法』No. 271

田村祐子 (2017b) 「イギリスの2010年アカデミー法」『外国の立法』No.274

植田みどり (2016) 「イギリスにおける『離学年齢』引上げに関する政策の特徴」『国立教育政策研究所紀要』第145集

Worth, Jack (2016) *Analysis of Academy School Performance in 2015*, National Foundation for Educational Research

山口伸枝 (2014) 「イングランドにおけるアカデミーの拡大」嶺井正也・中村文夫編『市場化する学校』八月書房

Education Reform under Cameron Conservative-Liberal Democrat Coalition Government in England: with a focus on Academy and Studio School

Toshiro Yokoi, Rie Yokozeki, Yoichi Anezaki

Key Words

Academy, Free School, Studio School, Further Education College, Privatization of Education

Abstract

This paper studied on the education reform of Cameron conservative-liberal democrat coalition government after 2010 in England, focusing on Academy and Studio School. Firstly we arranged main issues of these policies, and secondary we analyzed some cases. We visited two areas of England: Halifax of West Yorkshire and Fulham of London to do research some cases of the conversion from maintained schools to Academies, the establishment of a further education college as Free Schools and a Studio School which is a new-type school to connect key stage 4 with key stage 5. They introduced Academies and Free Schools to resolve some local education challenges. But the number of students who entered those schools were not enough. So they were suffering from financial difficulties and lack of teachers. The results of Ofsted inspections were 'inadequate' and the Academy Trust of Halifax was dissolved. We found the school management was so unstable and the educational conditions of the schools were poor in these cases. The education policies of the government did not bring the successful result as expected. But the cases of our research were few and the aspects of schools we analyzed were limited. It is necessary to see more cases and analyze various aspects.